資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月四日（火）

○一般案件（抜粋）

一、平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置の対象区域の追加について（決定）（財務・厚生労働・農林水産・経済産業省）

○国会提出案件（抜粋）

一、平成二十二年度公正取引委員会年次報告書について（決定）（公正取引委員会）

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記のとおり金融商品取引業者に対して一部の業務の停止を命じたので同法第54条の２の規定により公告する。

１．商号　バークレイズ・キャピタル証券株式会社
２．代表者の氏名　代表取締役社長　中居　英治
３．本店所在地　東京都港区六本木六丁目10番１号
４．登録番号　関東財務局長（金商）第143号
５．登録年月日　平成19年９月30日
６．行政処分通知日　平成23年９月30日
７．該当事由　金融商品取引法第52条第１項第６号
８．行政処分の内容　平成23年10月11日から同年10月24日までの間、関係会社からの株式売買の受託業務（顧客取引の結了のための取引等を除く。）及びシステム整備を伴う新たな業務展開（当庁が個別に認めたものを除く。）の原則停止。

平成23年10月６日

金融庁長官　畑中龍太郎

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成23年10月１日から２か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成23年10月６日

大阪法務局長　石井　寛明

記

氏名　福井　　翼
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第3103号
事務所の所在地　大阪府豊中市宝山町14番18号
違反行為　非司法書士との提携禁止違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成23年10月１日から２か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成23年10月６日

大阪法務局長　石井　寛明

記

氏名　中村　久浩
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第1878号
事務所の所在地　大阪府豊中市宝山町14番18号
違反行為　非司法書士との提携禁止違反等

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ティーワークス株式会社
２．住所　大阪市中央区淡路町三丁目１番１号
３．代表者の氏名　髙橋　　譽
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第338号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年４月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年10月６日

近畿財務局長　三村　　亨

運用型信託会社の営業保証金に係る権利の申出についての公告

信託業法施行令（平成16年政令第427号）第11条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＪＤＣ株式会社（旧商号ＪＤＣ信託株式会社）
２．住所　東京都港区六本木４丁目２―14
３．代表者の氏名　代表取締役　齊藤　勝久
４．営業保証金の額　25,000,000円
５．上記の者の営業保証金につき信託業法第11条第６項の権利を有する者は、平成24年４月６日までに信託会社等営業保証金規則様式第２による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第１課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年10月６日

関東財務局長　居戸　利明

職員の免職処分

東京国税局　査察部資料情報課

財務事務官　渡邉　健太

国家公務員法第78条第３号により免職する。

平成23年９月16日

東京国税局長　杉江　　潤

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成23年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成23年10月６日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

国営浦臼土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）

国営美瑛川土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月６日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　処分をした年月日　平成23年９月22日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　インフラテック株式会社　代表取締役　松崎　秀雄　鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目７番25号　国土交通大臣許可（般―22）第9093号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県における建築工事業及び機械器具設置業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注１）「建築工事業及び機械器具設置業に関する営業」とは、注文者から建築工事及び機械器具設置工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成23年10月７日から平成23年10月28日までの22日間